

路線バスによる貨客混載について

路線バスによる貨客混載とは、旅客の運送に付随して、当該旅客の荷物でない荷物を路線バスで運送することです。

運転手などの労働力不足が顕在化している中で、救世主的な施策と捉えられがちですが、デメリットについても考えておかなければなりません。

一般的に言われているメリット

- ✓ 貨物事業者が効率的に配送できるようになる
- ✓ 労働力不足の解消につながる
- ✓ バスの運賃収入が増える
- ✓ 地域貢献ができ、事業のイメージアップにつながる
- ✓ 地産品等を運送する手段が増える 等



とよたおいでんバス
(29年度実験)

考えられるデメリット

- ✓ バスの座席など旅客スペースの減少
- ✓ 停留所の移設、ダイヤ改正などによる調整が発生
(場合によっては継続不可になる)
- ✓ 荷主が直接持ち込まない場合、バスで荷物が運ばれること
について、荷主への事前説明が難しい
- ✓ 継続して一定程度の物量がないと事業継続が難しい 等



セントレアリムジン
(28年度実験)

路線バスによる貨客混載を実現させるためには

路線バスによる貨客混載を検討するためには、知っておくべき前提条件があります。

①貨客混載を行う目的を明確にしておくこと

単に「貨客混載で運ぶこと」が目的ではありません。バス事業と貨物事業の双方でメリットを感じつつ、利用者の利便性を高めることが目的です。

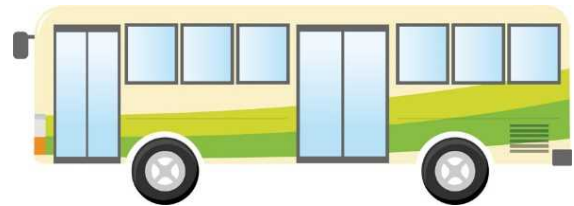
②確実に荷物が運送できること

現行の路線バスは、通常、荷物を運送する構造になっていません。破損防止や遅延防止等のための工夫が必要になります。



③荷物の積載時や積み卸しの際、旅客に支障がないこと

路線バスは「旅客を安全に輸送する」という本来の目的が達成できなければなりませんので、荷物の積載時や積み卸しの際、旅客に支障がないように措置しなければなりません。



④荷物が適量であること

物理的にバスの許容量を超える荷物は積載できません。一方で、ある程度の物量がないと事業が成立しませんので、荷物が「適量」である必要があります。



路線バスによる貨客混載のための検討事項(イメージ)

実施に向けては、前提条件をより具体的に調整等する必要があります。
下欄は一般的な検討事項であり、地理的条件や経済条件等によって異なります。

※ここでは、バスとトラックを接続させて行う運送を想定しています。

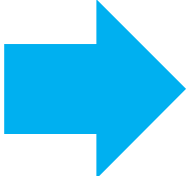
バス事業からの視点	貨物事業からの視点
<ul style="list-style-type: none">・ 通路や席数が確保でき、安全に乗降したり、快適に乗ることができるか<ul style="list-style-type: none">※車両の構造については別途規定があります・ 積卸しのタイミングや場所は、旅客の乗降や待合に影響ないか<ul style="list-style-type: none">ex.乗降時or回送時、起終点or途中停留所・ 荷物を積載することによって、バスが遅延することがないか・ 利用者の動向から見て、将来的に継続できるサービスか・ 貨物事業者からの受託により、収入向上に寄与するか 等	<ul style="list-style-type: none">・ どの程度の量（大きさ、重さ）の荷物を載せることができるか・ ボックスの設置の是非等、どういう荷姿で積載することになるか・ 荷物はどのように固定するか・ 積卸しのタイミングや場所は、安全にトラックがつけられるか・ 到着後の荷物の品質に問題ないか・ 効率化された後の空き時間をどのように活用するか・ バス事業者に委託するための経済条件 等

路線バスによる貨客混載の検討に向けて

貨客混載は、ここで紹介した方法以外にも様々な方法が考えられますが、検討にあたっては段階ごとに関係者による調整が必須です。

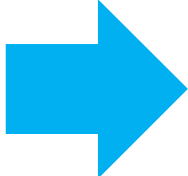
発案段階

- ・バス事業、貨物事業のマッチング
- ・安全性、利便性、効率性のシミュレーション
- ・収益性（協定案の提示等）など



試行段階

- ・安全性等の確認のためのトライアル
- ・新たな課題の抽出とその解決策
- ・協定等の締結



実施段階

- ・事業継続をするための要件確認
- ・効率性の測定
- ・輸送実績の集計と共有

【参考】 道路運送法上の扱い

- ◎道路運送法(昭和26年法律第183号)第82条では、乗合事業者による少量の貨物の運送について、旅客の運送に付随したものであって、かつ、旅客の運送に支障がない範囲で認められています。
- ◎「少量の貨物の運送」とは、当該運行車両への乗車を希望する旅客及び乗車中の旅客に対し、貨物の大きさや数量により乗車スペースが損なわれない範囲までの物量であって、貨物自動車運送事業の妨げにならないものと解されています。
- ◎乗合バス事業以外の事業で貨物を運送するためには、別途許認可が必要となります。

地域特性等に応じた対応が必要になりますので、課題解決に向けては最寄りの運輸支局にご相談ください。